

## 浜田市企画提案型有料広告募集要項

### 第1 趣旨

民間企業等の発想やアイデアにより、市が保有する財産等（施設、印刷物、物品など）を広告媒体として活用し、更なる自主財源の確保と支出の削減、市民サービスの向上を図ることを目的として、新たな有料広告の企画提案を募集します。

### 第2 募集する企画提案

市が保有する財産等を広告媒体として活用し、提案者自らが事業者<sup>\*1</sup>となって広告を掲載しようとする企画提案<sup>\*2</sup>を募集します。

なお、ネーミングライツ（施設等命名権）に関する提案は対象外とし、道路占用許可（道路法第32条）を要する提案は個別に判断します。

<sup>\*1</sup>「事業者」… 当企画提案型有料広告事業の広告主又は広告代理店をいう。

<sup>\*2</sup>「企画提案」… 市が保有する財産等（印刷物や消耗品などの現物提供含む）を広告媒体として活用する企画を提案すること。

### 第3 広告掲載料

〔年額の場合〕 60,000 円以上（税込み）

〔月額の場合〕 5,000 円以上（税込み）

※物品等を現物で提供し、上記金額以上の市の支出削減効果が見込める提案の場合は、広告掲載料は納付しなくてもかまいません。

### 第4 広告の掲載期間

最長3年（月単位も可）

（企画提案の内容や広告媒体の性質等を踏まえて提案者と協議し、期間を決定します。）

### 第5 企画提案できる方

提案資格（6頁参照）を全て満たしている団体又は個人

### 第6 募集要項の配布

配布場所 浜田市役所（本庁舎2階）行財政改革推進課

※浜田市ホームページからダウンロードもできます。

■WEBで検索

浜田市企画提案型有料広告 募集

検索



## 第 7 質問の受付・回答

当事業に関する質問を次のとおり受け付けます。

- 1 質問方法 質問票（様式第 5 号）を電子メール又はファクシミリで行財政改革推進課へ提出してください。
- 2 回答方法 質問票を受付後、1 週間程度で電子メール等により回答します。  
なお、制度全般に係るものは、市ホームページで公表します。
- 3 注意事項 ①審査基準や他の提案者等に関する質問は受け付けません。  
②質問内容によっては、お答えできない場合もあります。

## 第 8 事前協議の実施

企画提案に当たっては、「浜田市有料広告企画提案事前協議申出書」（様式第 1 号）により、行財政改革推進課及び担当課との事前協議が必要です。

この段階で、明らかに実現性が低いと判断されるときは、再検討をお願いする場合があります。

## 第 9 提出書類及び提出方法

### 1 提出書類

- (1) 浜田市有料広告企画提案書（様式第 2 号）
- (2) 広告掲載料等提案書（様式第 2 号別紙）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第 3 号）
- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人の場合のみ  
（提出日前 3 か月以内のものに限ります。）
- (5) 役員名簿（様式第 4 号）
- (6) その他必要書類（企画提案内容に関する資料等）

（注 1）提出書類は返却しません。

（注 2）提出書類（複製した書類を含む）は、企画提案の審査以外の目的には使用しません。

（注 3）提出書類の変更は原則としてできません。ただし、市が修正等を求めた場合は除きます。

### 2 提出期間 随時受け付け

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日、祝日を除く）

（注 1）ファクシミリ・電子メールでの提出は不可。

- 3 提出先 浜田市 総務部 行財政改革推進課 行革推進係（本庁舎 2 階）  
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地  
電話 0855-25-9101
- 4 提出部数 1 部

## 第 10 企画提案に当たっての留意事項

- 1 企画提案は、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ市が保有する財産等の用途又は目的を妨げないものとします。
- 2 企画提案に当たっては、「浜田市有料広告掲載要綱」、「浜田市有料広告掲載基準」や「浜田市企画提案型有料広告事業実施要綱」をはじめ、関係法令等（島根県屋外広告物条例規則、浜田市景観条例等）を遵守してください。  
特に広告掲載内容については、「浜田市有料広告掲載要綱」第 3 条と「浜田市有料広告掲載基準」第 5 条から第 9 条までを確認してください。
- 3 市が発注する工事や業務の請負、受託等を意図するものではなく、広告掲載を目的としたものに限りします。
- 4 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、失格となります。
  - (1) 提案者が、提案書の提出日以降に「第 5 企画提案できる方」（1 頁、6 頁）に該当しなくなったとき。
  - (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 提出書類に不備又は不足があり、追加提出等の求めに応じなかったとき。
  - (4) この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。
- 6 企画提案に当たって、特許権や実用新案権、その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その一切の責任は提案者が負うものとします。
- 7 企画提案の内容によっては、浜田市物品調達等競争入札参加者資格者名簿への登録が必要になる場合があります。
- 8 指定管理者制度導入施設に係る企画提案の場合は、指定管理者の了解を得られなければ、再検討をお願いする場合があります。
- 9 企画提案に当たって知り得た情報は、目的外に使用し又は第三者に開示、漏洩してはなりません。

## 第 11 企画提案の審査・決定

- 1 企画提案の審査は、浜田市企画提案型有料広告審査会（以下「審査会」という。）において採点方式により行います。

また、必要に応じて提案者にヒアリングする場合があります。

〔審査項目・配点〕

| 審査項目            | 配点   |
|-----------------|------|
| 企画提案内容          | 60 点 |
| 広告掲載料（又は支出削減効果） | 40 点 |

- 2 審査結果は、全ての提案者に文書で通知し、採択となった企画提案は、市ホームページで公表します。

なお、審査結果に対するお問い合わせ、異議には応じません。

## 第 12 採択された有料広告事業の実施に係る留意事項

- 1 有料広告事業の実施に当たっては、広告媒体の所管部署と事前協議を行った後、契約を締結します。  
また、契約時には、必要に応じて市が事業者と協議の上、提案内容の一部を変更することができることとします。
- 2 有料広告事業の実施時期は、広告媒体の在庫や維持管理契約の状況等によって翌年度以降になる場合があります。
- 3 広告掲載内容については、一切の責任を事業者及び広告主が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。  
また、広告掲載内容に対して市が奨励等を行うものではありません。
- 4 契約期間中であっても、次に該当するときは契約を解除する場合があります。この場合、解除によって生じた損害は、市はその賠償の責めを負いません。
  - (1) 「第 5 企画提案できる方」(1 頁、6 頁)の要件を満たさなくなったとき。ただし、6 頁中の「(4) 提案書の提出日時点において」は「契約期間中」と読み替えます。
  - (2) 事業者又はその代理人等に法令違反等重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (3) 事業の継続が困難であると認められる相当の理由があるとき。
  - (4) その他広告媒体の管理上特に必要があると認められるとき。
- 5 広告掲載に当たっては、設置場所や施工方法等について市・関係機関と協議の上、指示に従って実施してください。

## 第 13 次回以降の事業者の選定

採択となった有料広告事業の提案者は、初回の事業者になります。

採択となった有料広告事業を、その契約期間満了後に市が継続して実施する場合は、市が改めて公募で選定した事業者が実施することとなります。

(注) 当企画提案型有料広告事業では、企画提案によって初回事業を実施するもので、次回以降の事業実施に当たっては、初回の事業者が実施できるとは限りません。

## 第 14 広告掲載料の納付・費用負担

- 1 広告掲載料は、市が指定する期日までに納付していただきます。広告の掲載は、原則、広告掲載料の納付確認後とします。
- 2 広告媒体によっては、行政財産目的外使用料や屋外広告物申請手数料、光熱水費等の費用が別途必要な場合があります。
- 3 事業の実施から契約期間満了後の原状回復までの一切の費用は、原則として事業者の負担とします。

## 第 15 実施中の有料広告事業（参考）

現在、本市で行っている有料広告事業は次のとおりです。

### 〔企画提案型有料広告事業〕

現在実施中の事業はありません。

### 〔有料広告事業〕

| 事業内容                   | 担当課             | 備 考                                                          |
|------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|
| 窓口用封筒<br>（来庁者用）        | 市民生活部<br>総合窓口課  | 市内業者と協定締結済<br>（平成 24 年 10 月～）                                |
| 広報はまだ                  | 市長公室            | 随時募集<br>（平成 19 年 12 月～）                                      |
| 浜田市ホームページ              | 地域政策部<br>政策企画課  | 随時募集<br>（平成 20 年 1 月～）                                       |
| 浜田駅 南北自由通路掲示板          | 都市建設部<br>維持管理課  | ※現在は募集していません。                                                |
| ごみ収集カレンダー              | 市民生活部<br>環境課    | 毎年度、印刷製本業務の受託者が<br>広告枠を一括売り渡し<br>（平成 21 年 4 月～）              |
| 図書館雑誌スポンサー制度           | 教育委員会<br>中央図書館  | 随時募集<br>（平成 24 年 9 月～）                                       |
| 本庁舎内案内地図の設置            | 総務部<br>防災安全課    | 平成 26 年度公募により設置済<br>（平成 26 年 11 月～）                          |
| 窓口呼出番号案内表示<br>システムの設置  | 市民生活部<br>総合窓口課  | 平成 28 年度公募により設置済<br>（平成 29 年 1 月～）                           |
| 本庁舎玄関等への広告付き<br>マットの設置 | 総務部<br>行財政改革推進課 | 令和 2 年度公募により設置済<br>株式会社 ダスコン<br>（令和 3 年 4 月～）                |
| 庁舎エレベーター外側扉へ<br>の広告掲載  | 総務部<br>行財政改革推進課 | 令和 3 年度公募により設置済<br>一般社団法人島根県発明協会<br>（令和 3 年 11 月～令和 6 年 3 月） |

## 第 16 お問い合わせ先

浜田市 総務部 行財政改革推進課（本庁舎 2 階）

行革推進係 担当：梨子木、原田

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話 0855-25-9101（直通）

FAX 0855-23-0210

E-mail：[gyokaku@city.hamada.lg.jp](mailto:gyokaku@city.hamada.lg.jp)

※募集要項・関係資料は、浜田市ホームページからご覧いただけます。

URL <http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1513832315157/index.html>

■WEB で検索

浜田市企画提案型有料広告 募集

検索



# 【提案資格の確認項目】

1 頁の「第 5 企画提案できる方」は、次の全てを満たしている必要があります。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | (1) <u>浜田市税の滞納がない者であること。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> | <p>(2) <u>次のア～ウに該当しない者であること。</u></p> <p>(地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項関係)</p> <p>ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 指定暴力団員、指定暴力団員と生計を一にする配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、法人・団体で指定暴力団員がその役員となっているもの、指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者</p> <p>(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条第 1 項関係)</p>                                                                                                                                                                               |
| <input type="checkbox"/> | <p>(3) 暴力団員又は暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者であること。</p> <p>(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条関係)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | <p>(4) 提案書の提出日時点において、<u>本市から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていない者であること。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <input type="checkbox"/> | <p>(5) <u>次の①～⑬に掲げる業種又は事業者該当しないこと。</u></p> <p>(「浜田市有料広告掲載基準」第 4 条関係)</p> <p>①風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種</p> <p>(「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条関係)</p> <p>②「島根県青少年の健全な育成に関する条例」により制限される営業に該当する業種〔有害図書類、有害広告物等に関する業種〕</p> <p>③消費者金融</p> <p>④たばこ</p> <p>⑤ギャンブル（公営のものを除く。）</p> <p>⑥占い、運勢判断等</p> <p>⑦興信所、探偵事務所等</p> <p>⑧商品先物取引</p> <p>⑨債権取立て、示談引受け等を行うもの</p> <p>⑩法律に定めのない医療類似行為を行うもの</p> <p>⑪民事再生法の再生手続中又は会社更生法の更生手続中の事業者</p> <p>⑫規制対象でない業種であっても社会問題を起こしている業種又は事業者</p> <p>⑬行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者</p> |

多くのご応募をお待ちしています。